

# 芽室町成年後見制度講演会

判断能力が衰えても住み慣れた地域で暮らせるよう、いざという時に成年後見制度の活用を始めとした幅広い周辺知識を地域住民や関係者に知っていただくことを目的に開催します。

## 演 題

「成年後見制度の実務～後見人ってホントに必要？」

### ○講演概要

成年後見人をつけるとお金もかかるし、本当に必要なの？という声を聞くことがあります。どのような場面で成年後見人が必要なのか、また、成年後見人が具体的にどのような仕事をしているのか、弁護士として行ってきた実際の業務の経験を踏まえて、わかりやすく解説します。

講 師 まこと法律事務所 弁護士 佐々木 誠 氏

日 時 令和7年2月12日（水）  
午後2時～午後3時30分

場 所 めむろ駅前プラザ  
（めむろ～ど内）  
2階セミナーホール

参加費 無料

定 員 50名程度

締 切 日 令和7年2月7日（金）  
午後5時まで



申込先 芽室町成年後見支援センター  
社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 生活相談課  
電話 62-1616 FAX 62-1657  
担当：杉本・柏葉

# 芽室町成年後見支援センター

## ◆成年後見制度って なんだろう？

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や各種手続きをする際、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利と財産を守ることを目的とした制度です。制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

### 「法定後見制度」

本人やご家族等が家庭裁判所に申立し、「審判」という形で後見人等が選任されます。判断能力により後見・保佐・補助の3つの類型に分かれます。

後見	物忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。 日常的な買い物も自分ではできない。
保佐	物忘れが多くなってきた。 日常的な買い物はできるが、重要な財産行為はできない。
補助	ほとんどのことは自分でできるが、重要な財産行為はできない。 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある。

### 「任意後見制度」

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や自身の生活、療養看護に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

## ◆相談

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるようお手伝いします。

☎62-1616

社会福祉法人芽室町社会福祉協議会

## 成年後見人等は 何をしてくれるの？

成年後見人にしてもらえること

- ☆福祉サービス・介護の契約のお手伝い
- ☆よくわからずにした契約のとり直し
- ☆入院や施設への入所の手続きのお手伝い
- ☆保険料や税金の支払いやお金の出し入れのお手伝い
- ☆定期的な訪問や状況の確認

など

成年後見人等にお願いできないことは？

- ☆食事をつくる、掃除、洗濯をする
- ☆日用品（食料品・衣料品等）の購入
- ☆手術をする、しないを決める
- ☆実際に介護をする
- ☆施設から病院までの送迎
- ☆身元保証人・身元引受人

など